



『住宅用火災警報器』の設置はお済みですか？

消防本部消防課 ☎0123

消防法の改正により、市条例では平成23年5月31日までに、住宅用火災警報器を設置することが義務付けられました。そこで、市消防本部では、設置期限が経過した後の現状を把握するため、6月に無作為に抽出した市内25歳以上の2千人を対象に『住宅用火災警報器の設置状況に関する調査』を行いました。

昨年8月に実施した調査結果では、一部設置を含めて39・4%の設置率でしたが、今回は、一部設置を含めて68・8%と、市民の皆さんのご理解もあり、設置率が向上していることが分かりました。設置をしていない方に理由を聞くと、およそ3割の方が『設置費用負担が大きい』、次いで『義務化のことを知らなかった』と回答しています。

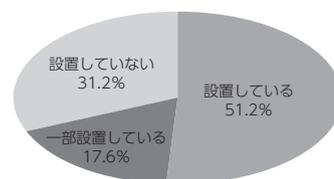
火災から皆さんの大切な『命』や『財産』を守るため、まだ住宅用火災警報器を設置していないご家庭は、早めに設置しましょう。

『住宅用火災警報器の設置状況に関する調査』集計結果(抜粋) ※集計結果は市ホームページでもご覧になれます。

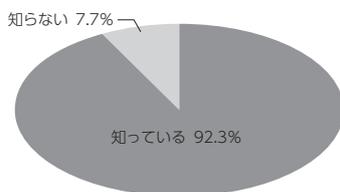
お住まいの住居の形態は？

一戸建て	807	85.2%
集合住宅	132	13.9%
その他	9	0.9%
合計	948	100%

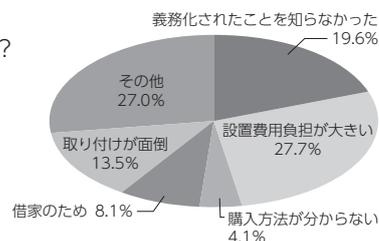
あなたのお住まいには住宅用火災警報器を設置していますか？



住宅用火災警報器の設置が義務付けられることを知っていますか？



設置していない理由は？



住宅用火災警報器Q&A

アンケートで皆さんからいただいた質問にお答えします。

Q. 購入時に煙感知式と熱感知式のどちらを買えば良かった。煙感知式と熱感知式の使い分けを教えてください。

A. 条例で寝室と階段に設置が義務付けられているのは、『煙感知式』警報器です。台所や車庫など、火災以外の煙や湯気が発生しやすい場所には熱感知式を設置することもできます。

熱式より煙式のほうが感知が早いので、台所などにも煙感知式の設置をお薦めしますが、その場合は警報器に煙や湯気が直接掛からない場所を選んで設置してください。

Q. 取り付け後のメンテナンスは？

A. 警報器の煙感知部分にホコリやワコの巣などが付くと、煙を感知しにくくなります。定期的に乾いた布でふき掃除をしてください。また、警報

器のひもを引いたり、ボタンを押すなどして、少なくとも月1回は警報音が鳴るかどうかが、作動点検をしましょう(点検方法は取扱説明書をご確認ください)。

住宅用火災警報器の設置場所

- ・寝室(普段就寝に使うすべての部屋)
- ・階段(2階以上に寝室がある場合)

※土岐市では、台所への設置を義務化していませんが、設置が望ましい場所となっています。

『付いていて良かった！』市内の警報器お手柄事例

祖父が鍋をガスこんろにかけたまま外出したため空だき状態となり、白煙が室内に充満しました。2階で就寝中の孫が住宅用火災警報器の警報音で気付き、ガスこんろの火を止めたため火災には至りませんでした。